

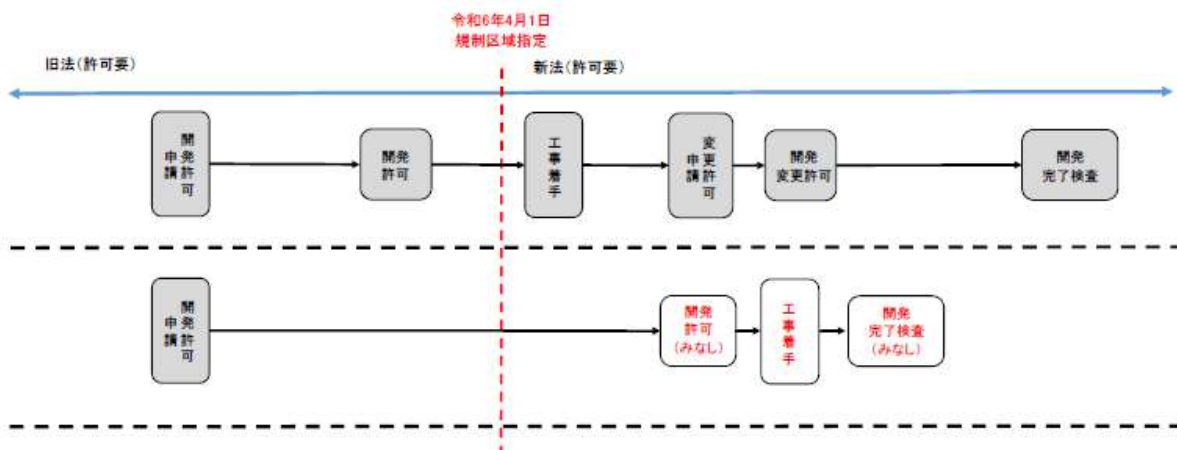
盛土規制法の規制区域の指定日前後における 都市計画法に基づく開発許可の取扱いについて

この度、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称：盛土規制法（以下「新法」という。）」に改正され、令和5年5月26日に施行されました。

神戸市では、令和6年4月1日（月曜）に同法に基づく規制区域を指定し、同法の運用を開始します。

規制区域の指定日前後の都市計画法に基づく開発行為に関しては、次の留意事項をご確認いただき、手続きを進めていただきますようお願いいたします。

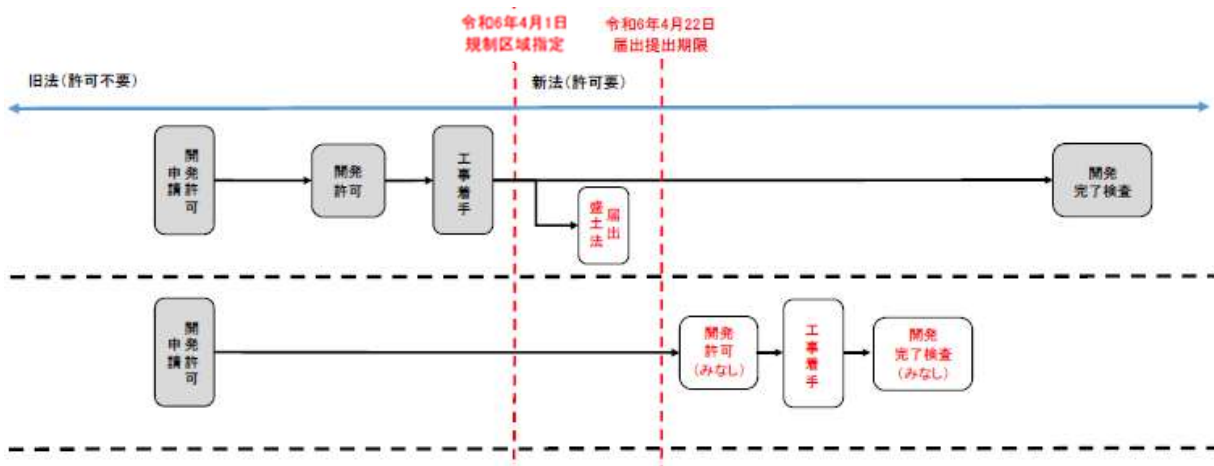
1. 旧法の許可が必要な場所



規制区域指定日前に開発許可申請された場合は、規制区域指定日までに許可を受けなければ、規制区域指定日後は新法の許可を得たものとみなし、新法に基づく技術基準への適合が必要となります。

2. 旧法の許可が不要な場所

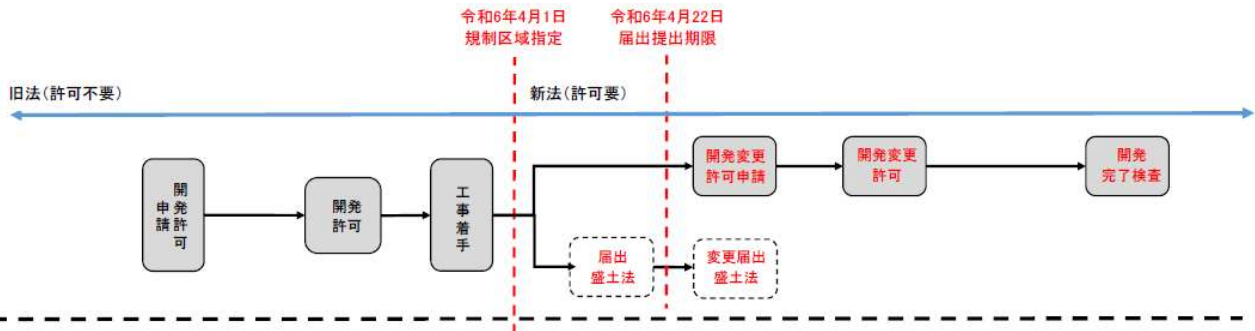
(1) 届出が必要



規制区域指定日前に開発許可を受けて工事に着手した場合には、規制区域指定日から21日以内（令和6年4月22日（月曜日）まで）に新法第21条第1項に基づく届出が必要となります。

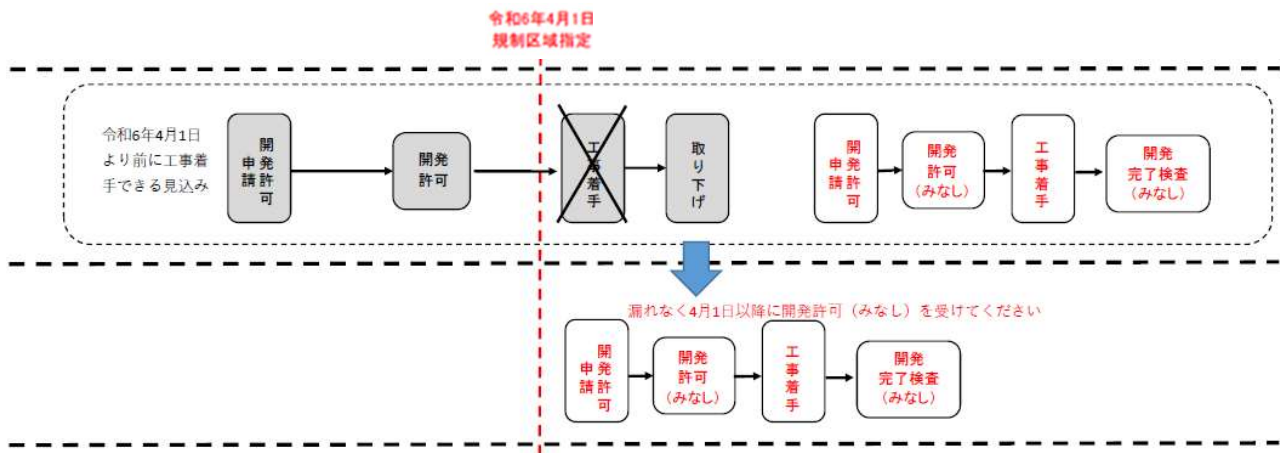
なお、規制区域指定日までに許可を受けて工事に着手しなければ、規制区域指定日後は、新法の許可を得たものとみなし、新法に基づく中間検査・定期報告の手続き並びに技術基準への適合が必要となります。

(2) 「変更届出」が必要な場合



規制区域指定日後に変更許可する場合は、**盛土規制法に基づく技術基準への適合が必要となります。**
 なお、この場合においては、新法施行細則に基づく「変更届出」が必要となります。

(3) 令和6年3月31までに工事着手できる見込みがない場合



4月1日以降に開発許可(みなし)を受けてください。

お問い合わせ

神戸市 建設局 防災課 宅地審査担当

神戸市役所4号館6階(神戸市中央区江戸町97-1)

TEL 078-322-6089

詳しくは、神戸市ホームページ

「盛土規制法の施行について」をご覧ください。⇒ ⇒

